

部数指示	発信用	執務用	計
公信(写共)	16	1	17
付属	有	無	
希望発送日	2月21日		
備考	主管課発送		

公信案  
(採番資料兼用)

極秘・秘	取扱注意	平
極秘作成部数	部の内	
秘密指定権者	決裁	
秘密指定期間	平成 年 月 日迄、公表迄、決裁迄、署名迄、保存期間に同じ	
指定事項	1 個人情報	4 公安秩序
(情報公開法)	2 法人情報	5 内部検討
第5条該当号数	3 外交情報	6 事務支障

※ 受付番号: 第 21067 号  
 発送日付: 2, 8, 21

※ 公信番号: 人合第 420 号  
 公信日付: 令和2年8月21日

大臣 副大臣 副大臣 大臣政務官 大臣政務官 大臣政務官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	秘書官	主管 人事課長 企画官 首席事務官 総務班長(41) 小竹上席 任用班長	保存期間 (30年)(10年) (5年) (3年)(1年)(1年未満) 平成 年 月 日迄 注: 満了期日は、保存期間に応じ、決裁完結日から起算のこと。
	●秘書官が御了承とする場合には了承日付を決裁時に記入すること。	完結 令和 年 月 日 起案 令和 2年 8月 17日 ※ 主管課 <input type="text"/>	起案者 川崎 電話番号 3414

協議先

福利厚生室長 在外保険調整官 首席事務官 総務班長	平野診療所長 臼田副所長 吉川副所長 小松様 歯科診療所 伊瀬知様	【コピー決裁】 ●研修所長	【アトコピー配布】 ○国協政長 ○報文戦長 ○領政長 ○経政長
------------------------------------	--	------------------	---

発信者 外務省大臣官房人事課長	※ <input type="text"/>
受信者 (在外宛で送付先が複数ある場合は、発信宛先一覧表を使用して下さい。) 各府省庁等人事担当 課長	※ <input type="text"/>
写送付先 (在外宛で送付先が複数ある場合は、発信宛先一覧表を使用して下さい。) 	※ <input type="text"/>

件名  
 令和2年度在外公館赴任前研修(第5部研修)参加者の受け入れ決定について

※ 単信	合信	秘	極秘	添付	写有	無番号	宛先数
-「外」表示	和文タイプ	欧文タイプ	館直	直披	クーリエ	金券添付	本信 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
							写 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

情報通信課長

※ 通信課記入

機械で処理しますの用紙を折り曲げたり、汚したり、ホチキス止めしないで下さい。

人合第 420 号

令和2年8月21日

各府省庁等人事担当課長 殿

外務省大臣官房人事課長

令和2年度在外公館赴任前研修（第5部研修）参加者  
の受け入れ決定について

先般、貴府省庁等から推薦のありました職員を標記研修員として受け入れることとしましたので通知いたします。

関連事項につきまして下記のとおり御連絡いたしますので、特に身体検査の実施につきましては、近年赴任後に健康問題が生じる事例も増加していることから、御協力方よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1. 研修期間中の外務事務官併任について

本研修員については、9月7日(月)から11月30日(月)までの研修期間中、外務事務官に併任する予定のところ、各府省庁等毎に割愛等の手続きは省略いたしますので、ご了承願います。

また、本研修終了後に経済協力担当予定者を対象とした研修（3日間）、広報文化担当予定者を対象とした研修（2日間）、領事担当予定者を対象とした研修（5日間）、インフラ輸出担当予定者を対象とした研修（1日）をそれぞれ実施する予定のところ、同期間中につきましても研修対象者を外務事務官に併任する予定です。

（上記併任発令については、特別職の一部、及び交流協会への派遣予定者は除きます。）

## 2. 外務公務員法で定める欠格事由

先の本件推薦依頼の公文書においてもふれたとおり、外務公務員法では、外国の国籍を有する者は外務公務員になることができない、と定められております。

過去の事例として、出生地が外国で、当該国が出生地主義を採用している国であったため当該国籍をも付与され、その後、当該国籍の離脱手続がなされていないことから、二重国籍の状態が継続してしまっているケースが複数ありました。このようなケースでは当事者が二重国籍であることを認識しておらず、外務省転任（採用）直前に提出を受けた戸籍謄本写しを確認して初めてその事実が判明しました。したがって、外務省での発令予定を急遽取り止め、前任者の帰国も延期せざるを得ず、結果として、当該国籍の離脱を待つて発令することになり、両省庁の人事計画に支障を来すこととなってしまいました。

貴府省庁等におかれましては、当事者に対する確認の徹底についてお願い致します。

## 3. 外国籍配偶者を有する在外公館赴任予定者について

先の本件推薦依頼の公文書においてもお願いしておりますが、配偶者の国籍についても確認し、以下に該当する職員がいる場合には事前にご連絡願います。

- (1) 外国籍配偶者を有する職員
- (2) 帰化によって日本国籍を取得した配偶者を有する職員
- (3) 法律上の婚姻関係に至らないが、婚約関係、内縁関係等にある関係者を有する職員

## 4. 身体検査の実施、健康管理にかかるお願い

本研修員につきましては、貴府省庁等において別紙による身体検査（内科及び歯科）の実施につきお取り計らい願いたく、右検査（内科）につきましては、検査結果を12月末日までに当方（外務省人事課総務班 第5部研修担当者）宛に文書をもって送付願います。

（身体検査等の詳細につきましては、別添を御参照願います）。

近年、在外公館赴任直後に既往症等を有する職員や同伴家族が病状を悪化させるケースが散見されます。また、職員・同伴家族の別なく、生活環境の変化や言語・慣習の違いに戸惑い、メンタル面で不調を来し任地での生活に支障が

生じ、やむなく任期途中での離任や、家族の単独帰国により二重生活になったり、離任や単独帰国にまで至らないもののそのケアのため少なからず館務の遂行に支障を生じているケースが多く報告されています。当省としては、未然にその防止に努めているところですが、貴府省庁等におかれましてもその認識を共有願いたく、今後とも職員のみならず、同伴を予定している家族を含めてその健康状態の把握に努めていただきたく存じます。

例年同様、在外公館に赴任となる研修員及び家族の健康状態の把握を目的としたアンケートを実施したく、ご協力をお願いします。職員はもとより、同伴を予定している家族につきましても、既往症、及び現在治療中の病気（心の病気を含む）、けが等について、ご記入下さい。

また、在外公館赴任に際して心身の状態で問題と感ずること等あればもれなくアンケート用紙に記入いただき、上記の身体検査の結果と併せ送付願います。

#### 5. 本件問い合わせ先

○人事に関する事項：人事課 川崎

電話：03-3580-3311（内線 3414）、FAX：「03-5501-8082」

○身体検査（内科）に関する事項：一般診療所 小松

電話：03-3580-3311（内線 2965）、FAX：[REDACTED]

○身体検査（歯科）に関する事項：歯科診療所 伊瀬知

電話：03-3580-3311（内線 2285）、FAX：[REDACTED]

付属添付

本信送付先

人事院事務総局人事課長

内閣府大臣官房人事課長

公正取引委員会事務総局官房人事課長

警察庁長官官房人事課長

総務省大臣官房秘書課長

法務省大臣官房人事課長

財務省大臣官房秘書課長

文部科学省大臣官房人事課長

厚生労働省大臣官房人事課長

農林水産省大臣官房秘書課長

国土交通省大臣官房人事課長

環境省大臣官房秘書課長

防衛省人事教育局人事計画・補任課長

衆議院事務局庶務部人事課長

参議院事務局庶務部人事課長

最高裁判所事務総局人事局任用課長

別 添

外務省第5部研修員の身体検査の実施について(2020)

外務省大臣官房人事課長  
外務省診療所長

- 1 この身体検査は、在外赴任に備え受診者の医学的適正を判断し、潜在疾病等のある者に対しては、赴任地の医療事情等を勘案しつつ早期に適正な指導を行うことを目的とするものです。
- 2 身体検査は次の要領で行ってください。
  - (1) 「身体検査書」(別紙)に記載された項目については、全項目の実施をお願いします。
  - (2) 11月下旬までに実施し、その結果を同検査書にご記入ください(血液検査データは記入の必要はなく、血液検査結果(コピー可)を同検査書裏面に添付してください)。
  - (3) 身体検査結果につきましては、貴府省庁(あるいは医療機関)から当該職員に通知し、血液検査結果(コピー可)をお渡しくください。
  - (4) 要精査と判定された職員に対しては、12月中旬までに必要な措置(再検査の実施、要すれば治療の開始等)を講ずるよう当該職員をご指導いただくとともに、再検査の結果、治療等の状況を同検査書の【要精査の場合、再検査等の結果に関する医師のコメント】欄にご記入ください。
  - (5) その後これらの検査書を一括取りまとめの上、健康状態アンケートと共に12月末までに当省に送付いただきたく、よろしくお願いいたします。
- 3 身体検査書の記入に際しては、次の点に留意願います。
  - (1) 単に記載された項目による判断に留まらず、受診者の定期検診記録やカルテ等を点検し、総合的見地より行ってください。
  - (2) 病名のある場合には【主な既往症および現在治療中の疾患】欄に記入すると共に、【要精査の場合、再検査等の結果に関する医師のコメント】欄については、医療事情の異なる在外公館勤務を念頭に再検査等の結果及び状況を具体的に記入してください。
- 4 身体検査書が当省に送付された後、当該職員に対し、必要に応じて、当診療所にて医療指導等を行います。

また、在外公館赴任にかかる適否の最終的判断は当省にて行うものいたします(身体検査の結果、在外勤務に著しく支障があると認められる場合には、赴任予定者の交替を含む人事上の措置をお願いすることもあり得ますので、あらかじめご承知おき願います)。
- 5 歯科検診の実施について  
歯科検診については、外務省歯科診療所での実施をご案内しておりましたが、第5部研修員他、受診者が多数にのぼることから、赴任前の限られた期間に受診日を設定することが非常に困難な場合がございます。

つきましては、可能な限り貴府省庁における歯科検診の実施につきましても、ご協力をお願いいたします。

なお、検査当日は、マスク着用、アンケート記入、検温のご協力をお願いいたします。

また、実施後は、診断書と問診票(別添)及びレントゲン写真の写し(原本ではなく、必ずA4用紙に印刷して下さい)について、当該職員の赴任発令までに当省に送付頂けますようご協力をお願いいたします。
- 6 第5部研修免除者につきましても、上記身体検査書、歯科検診診断書等を提出して下さい。

# 身体検査書 (2020)

省庁名

赴任先公館

外務省診療所作成

氏名 <small>かりがみ</small>	性別 男 ・ 女	生年月日 西暦 年 月 日	
● 主な既往症			
● 現在治療中の疾患 (あれば服用中の薬の名前)			
身長 : _____ cm      体重 : _____ kg      腹囲 : _____ cm			
血圧 : _____ / _____ mmHg      心拍 : _____ /min			
尿一般 : 蛋白 ( _____ )      糖 ( _____ )      潜血 ( _____ )			
胸部レントゲン :			
理学的所見 :			
血液検査 (結果記入不要, 検査結果を裏面に添付してください) (コピー可)			
末血一般	AMY	腎臓・尿酸	脂質
WBC	TP	UA	T-Cho
RBC	ALB	Cr	LDL-Cho
Hb	T-Bil	Na	HDL-Cho
Ht	GOT	Cl	TG
Plt	GPT	K	感染症
その他	ALP	BUN	HBs 抗体 (CLIA)
Fe	LDH	糖	HBs 抗原 (CLIA)
CPK	γ-GTP	BS (空腹時)	HA 抗体 (CLIA)
肝・膵臓	ChE	HbA1c	HCV 抗体 (3rd)
判定 :      A 問題なし      B 要精査      検査日 : 西暦 年 月 日			
● 要精査の場合, 再検査等の結果に関する医師のコメント			

医療機関名 :

西暦 年 月 日

医師 \_\_\_\_\_ 印

歯科初診時間診票



令和 年 月 日

生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢 歳	性別 男・女
ふりがな		職員コード	(記入不要)
氏名		省庁名	
赴任先	大使館・総領事館	発令予定日	令和 年 月 日

ある ないの項はどちらかを○印でかこんで下さい。〔 〕には記入して下さい。

血圧が高いといわれたことが ある ない

高血圧の治療を受けたことが ある ない

近の血圧測定の数値は [ / ]

心筋梗塞、狭心症、冠状動脈の病気といわれたことが ある ない

その他の心臓病といわれたことが ある ない

腎臓病といわれたことが ある ない

尿に糖が出る、又は血糖が高いといわれたことが ある ない

肝炎等の肝臓の病気にかかったことが(西暦 年に 型) ある ない

喘息になったことが ある ない

嘔吐をすることが ある ない

血が止まりにくいことが ある ない

抜歯したことが ある ない

歯科の治療中に気分が悪くなったことが ある ない

薬や歯科治療と関連した材料(セメント・レジン・金属・ラテックス・アルコール・ヨード・麻酔薬等)で

アレルギーが出たことが ある ない

その薬、材料の名前は [ ]

現在いつも飲んでいる薬が ある ない

その薬の名前は [ ]

その他の特記すべき病気にかかったことが ある ない

その病名は [ ]

現在治療を受けているかどうか いる ない

その内容は [ ]

在外赴任にあたって特に相談したいことが ある ない

その内容は [ ]

—以下は女性のみお答え下さい—

妊娠中又は妊娠の疑いがありますか ある ない

# 在外赴任前健康診断書（歯科）

赴任予定公館名 \_\_\_\_\_ 大使館・総領事館・領事事務所・代表部

外務省 ID No. ←記入不要 \_\_\_\_\_ 発令予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ふりがな \_\_\_\_\_

生 年 月 日 西曆 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

性 別 男・女

## 診 断

- う 蝕  治療の必要がある（本）  
 定期的な経過観察が必要  
 注意すべきう蝕はない

## 歯周病

- 治療の必要がある  
 定期的なメンテナンス（歯石除去等）が必要  
 注意すべき歯周病はない

## 粘膜・骨・唾液腺・顎関節等の疾患

- 治療の必要がある  
 経過観察が必要  
 注意すべき疾患はない

## その他

レントゲン画像はプリントアウトして診断書に添付します。

レントゲン画像は（医療機関名）\_\_\_\_\_ で保管します。

※レントゲン画像に関しては、診断書に添付または自院保管を選択し、 をご記入ください。

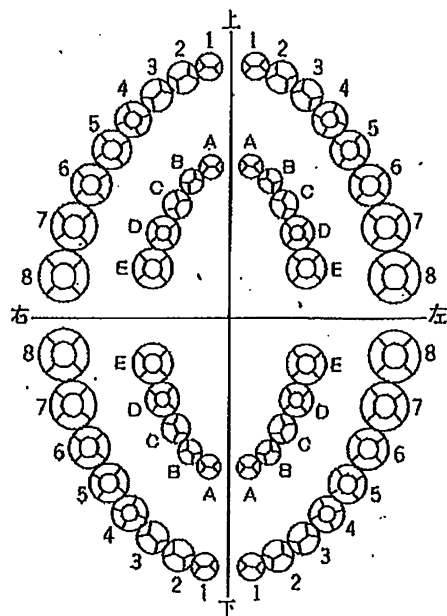
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【医療機関】 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ (内線)

歯科医師氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

【確認】 外務省歯科診療所 歯科医師 ⑩



在外公館へ出向予定の各府省庁等職員に対する令和2年度  
在外公館赴任前研修（第5部研修）実施要領

外務省大臣官房人事課  
外務省研修所

1. 実施方針

在外公館に勤務する各府省庁等出身職員の職務遂行を容易にし、もって館務能率の増進に資するため、赴任前に外務省研修所において語学、実務その他在外公館勤務に必要な事項について研修を行う。

2. 実施要領

(1) 対象者

本研修の対象者は各府省庁等の職員で、令和3年中に外務省に出向の上、外務省員として在外公館に勤務する予定の者とする。（公益財団法人日本台湾交流協会の在外事務所に出向予定の者については、聴講生として受け入れる。）

(2) 研修期間

本年度は9月7日（月）より11月30日（月）を予定している。

（研修への途中参加及び研修期間中に出身省庁等の業務に従事することは認めない。）

なお、個別研修を上記研修終了後、以下のとおり実施する予定であるが、追って担当部局より詳細を案内する予定。

ア 在外公館における担当業務として「経済協力」を予定している者に対して、12月上旬頃に3日間の研修を調整中。

イ 在外公館における担当業務として「広報文化」を予定している者に対して、12月上旬頃に2日間の研修を調整中。

ウ 在外公館における担当業務として「領事」を予定している者に対して、明年1月頃に5日間の研修を調整中。（兼務の場合も対象とする）

エ 在外公館における担当業務として「インフラ輸出」を予定している者に対して、12月上旬頃に1日間の研修を調整中。

※例年、前任者の担当業務をふまえ、名簿を作成しているため、各府省庁におかれては、研修員と調整願います。

(3) 研修場所（対面・集合形式での研修のみ）

外務省研修所

住所：神奈川県相模原市南区相模大野4-2-1

電話：042-766-8101

(4) 研修形態

ア 新型コロナウイルス感染症を巡る現状を鑑み、研修はオンラインで実施することを基本とする。

イ 対面・集合形式でしか実施できない研修については、マスク着用、3密回避などの感染予防対策を講じて、実施する。

ウ オンライン研修は、研修員各自で用意する私物機器（PC、スマートフォン、タブレット端末等）を利用して受講し、通信経費は自己負担とする。なお、自宅等でWi-Fi環境などの通信インフラを整備できない者が、研修所内の指定場所でWi-Fiを利用することは妨げない。

エ オンライン研修は、Microsoft Teams、Cisco Webexなどの研修内容、講師及び研修員に適切なツールを利用して実施する。

#### (5) 研修内容

##### ア 外務講義

外交官としての在外公館勤務に必要な一般事項、国際問題、文化教養等についての講義を行う。オンライン研修が可能なものと不適當なものがあるため、対面・集合形式の研修は、できるだけまとめて実施する。

##### イ 語学研修

各研修員の赴任予定公館における館務遂行上、最も必要とされる語学について研修を行う。当該語学は外務省大臣官房人事課長が指定する。

語学研修のクラスの編成及びレベルは、クラス分け試験の結果及び各研修員の履習歴等に基づいて研修所長が決定する。

以下のとおり、語学クラス分け試験を実施する。英語については、TOEIC/IP試験を実施する。（別添クラス分け試験案内参照）

【試験場所】 オンラインで実施

【試験日時】 7月30日（木）仏、独、露、葡、韓の各言語  
7月31日（金）中、西、伊語

英語（TOEIC）は、指定する実施期間中にインターネット上で受験する。（※詳細は別紙参照）

【対象者】 原則として、全研修員（研修語は英語、仏語、独語、西語、露語、中国語、韓国語、葡語、伊語の9言語の中から決定される）

(注) なお、2019年4月1日以降のTOEIC/IP試験結果を有する英語研修員は、同結果（コピー）を外務省研修所語学担当に事前に提出することを条件に本クラス分けのためのTOEIC/IP試験を免除します。

##### ウ 任国事情ブリーフ

10月中の午後に、オンラインで関係課室よりブリーフィングを受ける。なお、対象は第5部研修員（全研修免除者は除く）のみとする。

エ 米国国務省日本語研修生との交流（対象者のみ、日程・実施態様は調整中）

第1回：米国国務省日本語研修所（横浜）訪問

第2回：米国国務省日本語研修所員来所

オ 課外活動（希望者のみ）

研修期間中には、茶道・華道の実技研修、日本酒に関する講義、外交史料館、JAXA相模原キャンパス及び横須賀米軍基地においての実地研修を行う。参加希望者が多数となる場合、参加は抽選で決定。

（日程別途調整）

カ 「配偶者研修」(10月上旬の2日間でオンラインを予定, 調整中)  
赴任予定者の配偶者(または婚姻予定者)の希望者に対し, 館員配偶者として必要な一般的心得, 教養等についての講義を行う。

### 3. 研修員の推薦

各府省庁等は, 次の要件を同時に満たす者を研修候補者として人選の上, 人事担当課長より外務省大臣官房人事課長あて推薦する。

(別添様式の研修員推薦名簿(エクセル表)及び人事記録(写)を添付。)

(1) 勤務成績優秀な者。

(2) 赴任国の国語(英語及び仏語以外が国語である場合には, 当該国語, 英語及び仏語のうちいずれか一つ)について十分な語学力があり, かつ研修意欲のある者。さらに, 実務上の必要に鑑み, 以下の対応を御願いたい。

ア. TOEFL iBT100点若しくはIELTS 7.0(又はTOEIC880点)以上の英語能力を有する者を推薦いただくことを推奨する。英語能力が右に至らない場合でも, 原則, TOEFL iBT 80点若しくはIELTS6.5(又はTOEIC 730点)以上の者を推薦いただきたい。

イ. 出向者の推薦にあたっては, 以下ウの例外の者を除き, TOEFL iBT又はIELTSの点数を提出いただきたい。(TOEFL iBT又はIELTSの成績がない場合にはTOEICの成績で代替することも可とする。)

ウ. TOEFL iBT, IELTS, TOEICの点数の提出を求めない場合は次のとおり。

○米英等の大学・大学院の学位により, 英語能力が実証できる者

○英語以外の言語を母国語とする国の在外公館に赴任する者で, その言語の語学試験又は大学・大学院の学位により当該言語の能力が実証できる者

①フランス語 DELF/DALF A2以上又はフランス語検定準2級以上

②ドイツ語 Goethe-Zerificat A2以上又はドイツ語検定2級以上

③ロシア語 ロシア語検定試験(TORFL) BasicLevel以上又はロシア語能力検定試験3級以上

④中国語 HSK3級以上又は中国語検定3級以上

⑤韓国語 韓国語能力試験2級以上相当

⑥スペイン語 DELE A2以上又はスペイン語検定4級以上

○過去に2年以上, 国際機関や在外公館などでの勤務経験がある者, 又は, 過去に2年以上, 赴任国での居住・勤務経験がある者(幼少期の居住経験は除く)

なお, 個別に英語能力が実証できる者, その他の外国語に堪能な者がいる場合には, 外務省人事課に個別に相談願いたい。

語学のレベルは, 最低限TOEICスコア730と同程度以上を目標とし, 最終試験(研修修了の時点で実施)でこのレベルに達していない者については, 目標レベルに達するまで在外発令を延期することもあり得る。

(3) アタッシュェの場合, 赴任予定ポストの予算級以下の職員であり, かつ在勤中に予算級を超えて昇格することのない者。

- (4) 日本の国籍を有し、かつ、外国の国籍を有しない者（二重国籍不可）。  
（配偶者が外国国籍を有する場合は、配偶者国籍国と赴任予定国との関係上、  
配偶者の同伴に問題が生じることもあり得るので、外務省人事課に連絡の上、  
協議が必要。）

#### 4. 研修員の決定

外務省は、推薦を受けた研修候補者について、経歴等に照らして受入の可否を検討し、本研修への参加者を決定する。

これを受け、各府省庁等におかれては、各研修員に対し赴任前研修（第5部研修）以前においても、語学力の更なる向上を図るよう指導願います。

また、各研修員につき外務省が指定する内容の健康診断を実施し、健康診断結果を外務省へ送付願います（外務省人事課宛）。

#### 5. 研修員の身分上の取り扱い

各府省庁研修員については、原則として研修開始の日から終了の日まで外務事務官に併任の上、研修発令を行う。なお、事務合理化の観点から、併任発令についての人事当局間の了解文書等の交換は省略する。

#### 6. 研修費用（交通費等の旅費）

本研修受講に伴い交通費等費用が発生する場合には、派遣元各府省庁等が負担するものとする。

また、研修の一環として行われる課外活動に参加するために必要な移動等を行う場合に発生する交通費等の旅費については、各研修員が負担するものとする。

#### 7. 研修所合宿棟利用

本件研修参加者の合宿棟利用については、研修員が決定した後、別途通知する。。

令和2年度第5部研修：語学クラス分け試験案内

2020年6月  
外務省研修所

第5部研修受講者に対し、語学クラス分け試験（英、仏、独、西、露、中、韓、葡、伊）を下記の要領で実施する予定です。研修員の語学レベルに応じ適切なカリキュラムの編成を行うため、原則として、当該語学の履修歴の有無にかかわらず全研修員が受験するようお願いします。

また、本年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、試験はオンラインでの実施といたしますので、右ご理解のほどよろしくお願いします。

なお、英語研修員については、前年（2019年）4月以降にTOEIC試験を受験していれば、そのスコアを以てクラス分けを行います。（＝クラス分け試験の免除）

また、「語学研修」の免除を希望する場合は、①語学能力を証明する書類（英語については、原則TOEIC900点以上相当、その他の語学については同程度の語学力を証明するもの）及び、②留学・在外公館赴任歴（留学歴については証明書類の写し）を、必ず当研修所に提出してください。

【重要】クラス分け試験は、あくまでも語学研修の受講者を対象としたレベルチェックのためのものです。同試験の結果を以て、語学研修を免除することは出来かねますので、ご了承下さい。

記

1. 試験の種類

各研修語（英語、仏語、独語、西語、露語、中国語、韓国語、葡語、伊語）

(\*) 受講言語は一人一言語です。

(\*\*) 語学割り振りは、別紙の実績表に則り、研修所にて決定。研修言語の変更希望がある場合は、所属省庁からの申し入れによるものとし、赴任先の公館の意見を踏まえて決定することとなりますので、前広にご連絡願います。

2. 実施要領

英語はTOEIC IP テストのオンライン受験、英語以外の言語は、下記の日程で、①担当語学講師によるオンライン面接及び、②筆記問題（事前送付予定。※提出方法・期限については言語毎に指定）。試験日前までに、語学毎の試験の実施詳細につき、改めて連絡します。推薦名簿に明記されている各研修員の個人メールアドレスは、語学講師との面接および研修所職員からの諸連絡に使用しますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 英語（オンラインTOEIC受験）

研修所から各府省庁等人事担当課を通じて、事前に対象者に受験要領等を案内。指定する実施期間（7月31日までの予定）内にインターネット上で受験する。

(2) 非英語

(ア) 7月30日（木）14：00－17：00（目安）

独、仏、露、韓、葡

(イ) 7月31日（金）14：00－17：00（目安）

中、西、伊

(ウ) オンライン面接は、Zoom、TEAMS、Skype等から、語学講師及び研修員の状況を踏まえ個別に決定。

(3) やむをえない事情で上記日程で受験できない場合、7月27日までに必ず研修所に連絡ください。

3. 問い合わせ先（研修所 研修班 語学総務（須澤、安倍））

Tel: 042-766-8101, Fax: 042-766-1766

E-Mail: 